

「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」
開催要綱（案）

（目的）

第1条 平成30年7月豪雨や台風21号等により、ガソリンスタンドや危険物倉庫等の危険物施設においても、浸水や強風等に伴い多数の被害が発生した。消防庁では、平成30年9月に風水害発生時における危険物保安上の留意事項を関係事業者団体及び消防機関に通知するとともに、被害事例の収集を行ったところであるが、浸水の高さや風の強さ等と被害の発生状況について整理・分析を行い、危険物施設における迅速・的確な対応を確保することが課題となっている。

このため、危険物施設の風水害対策のあり方に係る検討を行うことを目的として、「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行う。

- （1）危険物施設における被害の実態を踏まえた風水害対策に関する事項
- （2）AI・IoT等の新技術の活用方策に関する事項

（検討会）

第3条 検討会の委員は、学識経験者、関係団体を代表する者、消防機関の職員等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁危険物保安室長が委嘱する。

- 2 検討会に座長を置き、座長は検討会の委員の互選によってこれを選出する。
- 3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会にオブザーバーとして関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。
- 5 検討会は原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（任期）

第4条 座長及び委員の任期は、委嘱日から令和2年3月31日までとする。

（庶務）

第5条 検討会の庶務は、消防庁危険物保安室が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が、これを定める。

- 2 検討会には、検討会委員の代理者の出席を認める。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から実施する。

危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会

委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	所属・役職
伊勢 正	国立研究開発法人 防災科学技術研究所 防災情報研究部門 (兼) 国家レジリエンス研究推進センター主幹研究員
伊藤 要	東京消防庁 予防部 危険物課長
大谷 英雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院長
小川 晶	川崎市消防局 予防部 危険物課長
金子 貴史	公益社団法人 全日本トラック協会 輸送事業部長
熊田 貢	倉敷市消防局 危険物保安課長
酒井 朗	一般社団法人 日本鉄鋼連盟 防災委員会 委員
佐川 平	電気事業連合会 工務部副部長
渋谷 和伸	日本塗料商業組合 専務理事
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部機械工学科長・機械知能システム学専攻長
南部 浩一	危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター長
西野 圭太	石油連盟 給油所技術専門委員会 副委員長
藤井 公昭	一般社団法人 日本化学工業協会
藤本 正彦	石油化学工業協会 技術部長
松井 晶範	一般財団法人 全国危険物安全協会 理事
宮崎 昌之	全国石油商業組合連合会 環境・安全対策グループ長
安光 秀之	日本危険物物流団体連絡協議会 事務局副局長

(オブザーバー)

一般財団法人 河川情報センター

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室

(事務局)

消防庁危険物保安室